第2号議案

上越都市計画臨港地区の変更 (新潟県決定)

八 千 浦 地区港町二丁目 地区

上越都市計画臨港地区の変更 (新潟県決定)

上越都市計画直江津港臨港地区を次のとおり変更する。

名 称	面積	備考
直江津港	約 229.0 ha	1分区ごとの面積
臨港地区		商 港 区 約 93.7 ha
		保 安 港 区 約 41.3 ha
		漁 港 区 約 1.5 ha
		工 業 港 区 約 75.4 ha
		マリーナ港区 約 3.0 ha
		修景厚生港区 約 14.1 ha
		2 分区の規制の内容を定める条例 「新潟県が管理する港湾の臨港地区内の分区において規制される構築物の指定に関する条例」 3 分区ごとの規制の内容 別紙、条例を参照

位置及び区域は、「計画図」表示のとおり

変更理由

「都市計画の変更理由書」のとおり

都市計画の変更理由書

【都市計画の内容】

八千浦地区(約10.2ha)及び港町二丁目地区(約0.01ha)は、重要港湾に指定されている直江津港港湾区域の公有水面埋立地等であり、港湾施設として整備した岸壁及び道路等を港湾管理者が管理運営を行うことから、臨港地区に指定するものです。

なお、臨港地区の指定により、面積を次のとおり変更します。

	変更前	変更後	増減
臨港地区の面積	218.8 ha	229.0 ha	10.2 ha 増

【都市計画の変更の必要性】

直江津港は、平成 11 年から荒浜ふ頭の埋立工事が始まり、平成 19 年に LNG 火力発電所、平成 21 年には LNG 基地の建設が始まり、それぞれ平成 26 年までに完成、本稼働が始まりました。更に、新たな LNG 火力発電所の建設が現在進められており、エネルギー港湾として、ますます大きな発展が期待されています。

八千浦地区及び港町二丁目地区は、港湾施設として整備した岸壁及び道路等を港湾管理者が管理運営を行うため臨港地区に指定するものであり、本件の変更は必要であるものと考えます。

【位置、区域及び規模の妥当性】

八千浦地区及び港町二丁目地区は、港湾管理者が管理運営を行う港湾施設の区域を指定しており、本件の位置、区域及び規模は妥当であるものと考えます。

新潟県が管理する港湾の臨港地区内の分区において規制される構築物の指定に関する条例

昭和40年4月1日新潟県条例第17号

新潟県が管理する港湾の臨港地区内の分区において規制される構築物の指定に関する条例をここに 公布する。

(趣旨)

第1条 この条例は、新潟県が管理する港湾の臨港地区内の分区(以下「分区」という。)における港湾 法(昭和25年法律第218号。以下「法」という。)第40条第1項の規定による分区の目的を著しく阻害 する建築物その他の構築物(以下「禁止構造物」という。)について必要な事項を定めるものとする。(分区の範囲)

第2条 法第39条第1項の規定による港湾の臨港地区内の商港区、特殊物資港区、工業港区、漁港区、保安港区、マリーナ港区及び修景厚生港区の分区の範囲は、知事が別に指定する。

(昭 49 条例 17・平 2 条例 19・一部改正)

(禁止構造物の指定)

第3条 禁止構造物は、分区の区別によりそれぞれ別表に掲げるもの以外のものとする。ただし、知事が公益上やむを得ないと認めて許可したものは、この限りでない。

(順間)

第4条 法第40条第1項の規定に違反した者は、5万円以下の罰金に処する。

(規則への委任)

第5条 この条例施行について必要な事項は、別に規則で定める。

附則

- 1 この条例は、公布の日から10日を経た日から施行する。
- 2 この条例施行の際、現に建設中の構築物は、この条例の適用については、現に存する構築物とみなす。

附 則(昭和 49 年条例第 17 号)

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則(昭和60年条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成2年条例第19号)

この条例中第1条の規定は平成2年4月1日から、第2条の規定は規則で定める日から施行する。 (平成2年規則第78号で平成2年12月1日から施行)

附 則(平成 28 年条例第 40 号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第3条関係)

(平2条例19・全改、平2条例19・平28条例40・一部改正)

(1) 商港区

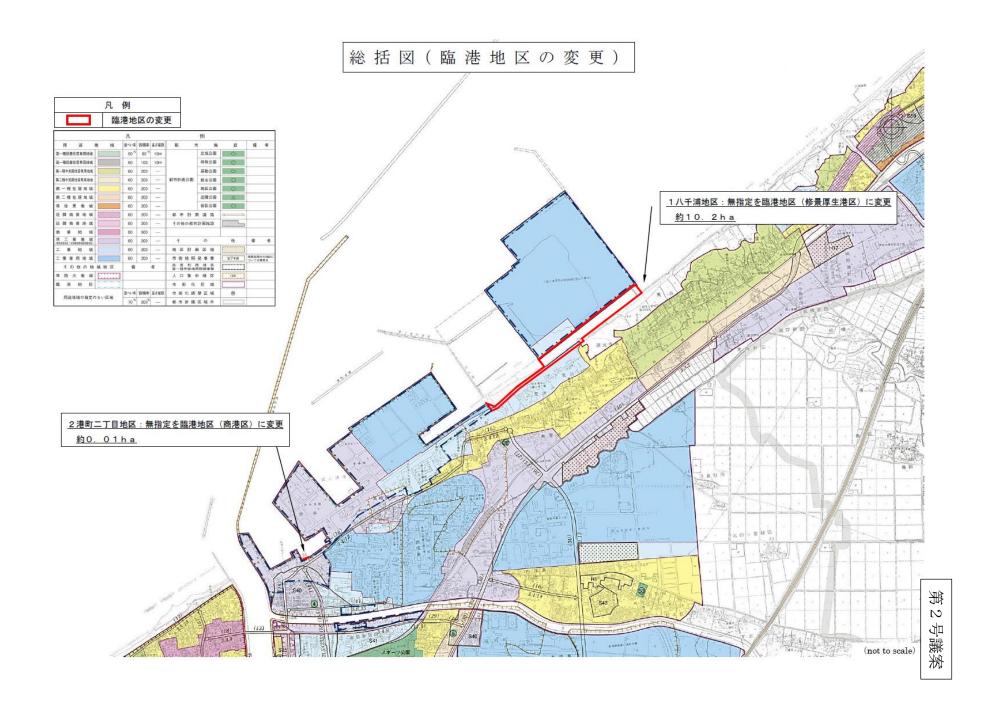
ア 法第 2 条第 5 項第 2 号から第 7 号まで、第 8 号(危険物置場及び貯油施設を除く。)、第 8 号の 2 から第 10 号の 2 まで及び第 12 号に掲げる港湾施設

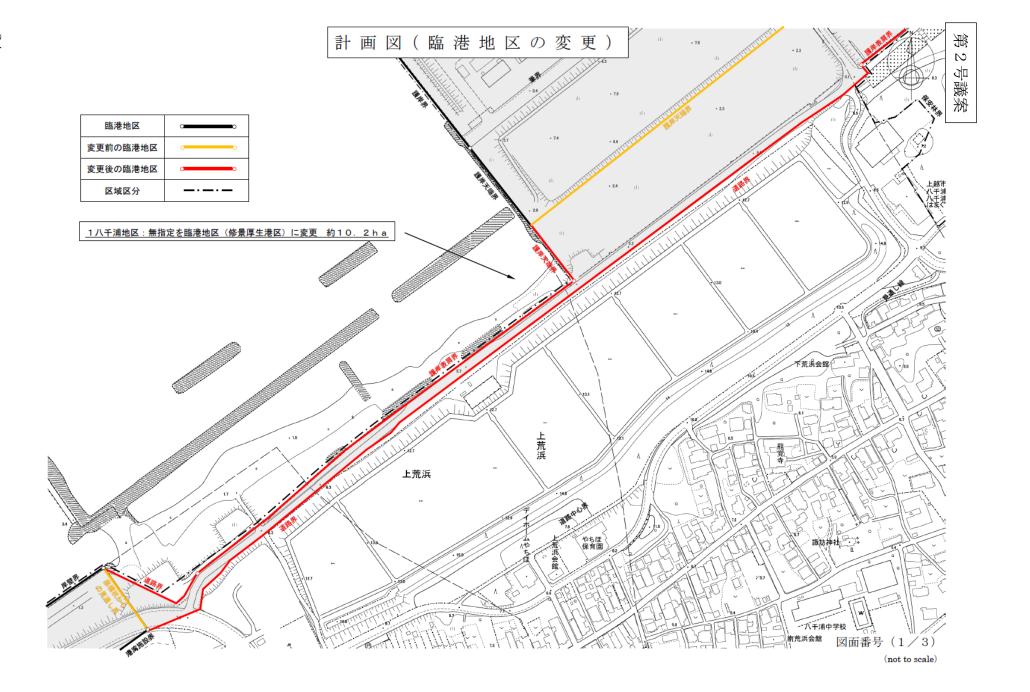
イ 海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、貨物運送取扱事業、金融業、保険業及び貿 易関連業の用に供する施設

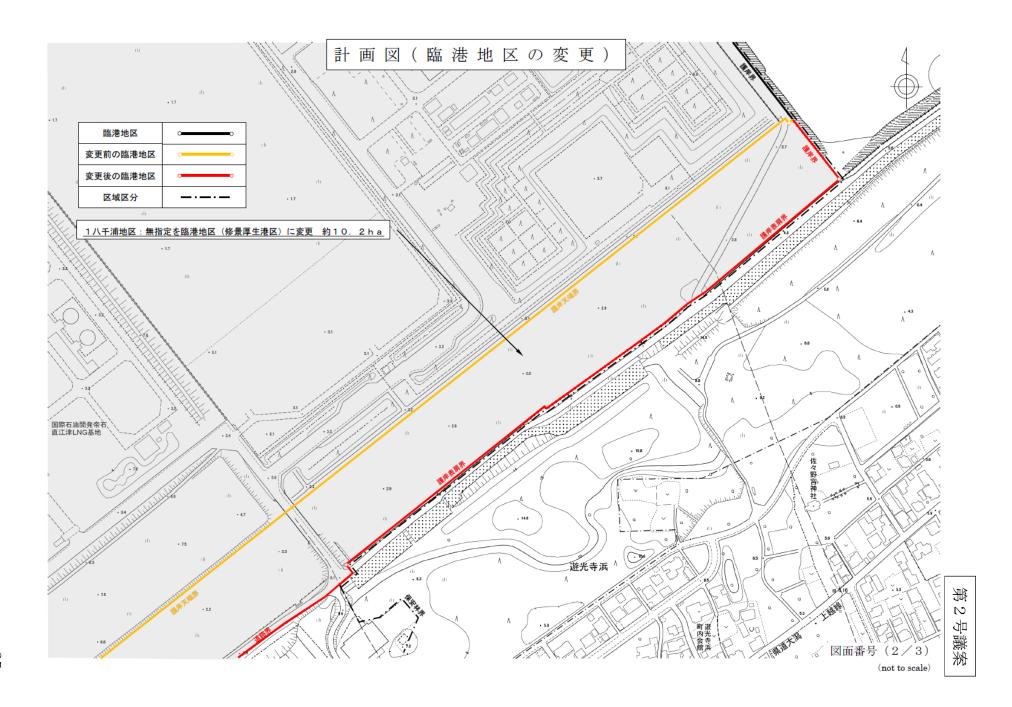
- ウ イの施設に従事する者のための休泊所、診療所その他の福利厚生施設
- 工 港湾関係官公署
- オ 港湾関係者及び港湾利用者のための商店及び飲食店(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 1 項に定める風俗営業(以下「風俗営業」という。)の用に供するものを除く。)

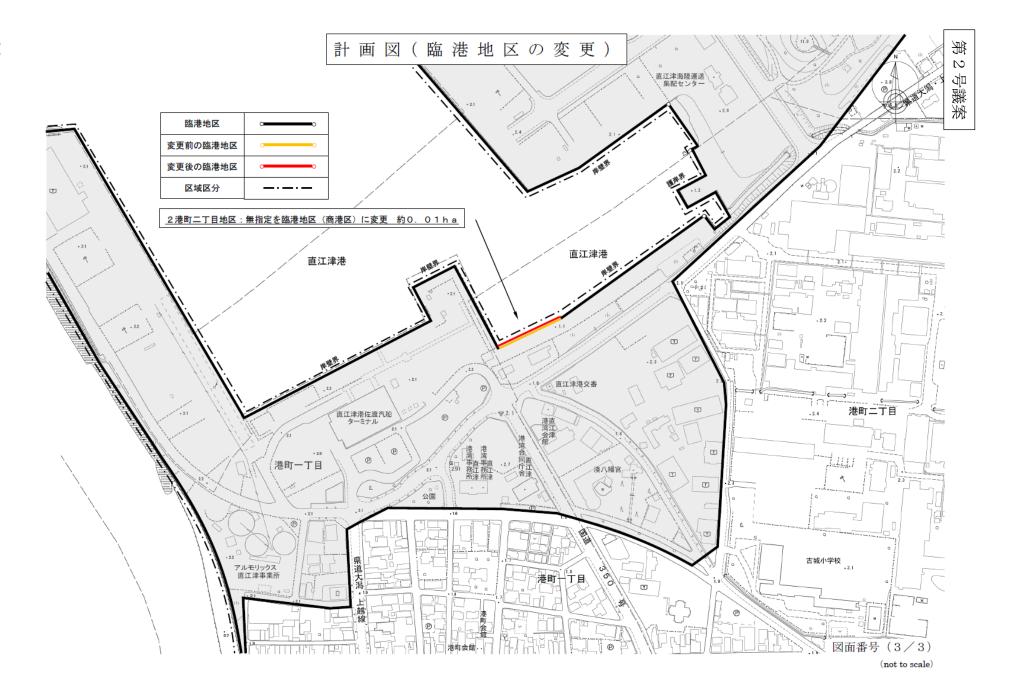
第2号議案

- (2) 特殊物資港区
- ア 法第 2 条第 5 項第 2 号から第 6 号まで、第 8 号から第 10 号の 2 まで及び第 12 号に掲げる港湾施設
- イ 海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業及び貨物運送取扱事業の用に供する施設
- ウ港湾関係官公署
- (3) 工業港区
- ア 法第 2 条第 5 項第 2 号から第 6 号まで、第 8 号から第 10 号の 2 まで及び第 12 号に掲げる港湾施設
- イ 原料又は製品の一部の輸送を海上運送又は港湾運送に依存する工業用施設
- ウ イの工業用施設に従事する者のための休泊所、診療所その他の福利厚生施設
- 工 港湾関係官公署
- オ 港湾関係者及びイ又はウの施設に従事する者のための商店及び飲食店(風俗営業の用に供するものを除く。)
- (4) 漁港区
- ア 法第2条第5項第2号から第5号まで及び第8号の2から第10号の2までに掲げる港湾施設
- イ 漁船の造船施設
- ウ 水産物の処理及び保管施設
- エ 製氷工場、冷凍工場及び水産物加工工場
- オ 漁具の補修又は保管施設
- カ 漁業会社、漁業組合その他の漁業関係団体及び漁業関係業者の事務所
- キ 漁船乗組員及び漁業関係従事者の休泊所、診療所その他の福利厚生施設
- ク 港湾関係官公署
- ケ 漁船乗組員、漁業関係者及び港湾関係者のための商店及び飲食店(風俗営業の用に供するものを除く。)
- (5) 保安港区
- ア 法第2条第5項第2号から第6号まで及び第8号の2から第10号の2までに掲げる港湾施設
- イ 危険物置場、危険物倉庫及び貯油施設
- ウ 消火施設その他の危険防止施設
- エ 給油業者及び危険物を取り扱う業者の事務所
- 才 港湾関係官公署
- (6) マリーナ港区
- ア 法第2条第5項第2号から第5号まで、第7号から第9号まで、第9号の2(当該港区において発生する廃棄物を処理するための施設に限る。)及び第9号の3から第10号の2までに掲げる港湾施設イ スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶(以下「レクリエーション用船舶」という。)のための用具庫、倉庫及び船舶上架施設
- ウ レクリエーション用船舶の利用者のための集会所及びクラブ事務所
- 工 港湾関係官公署
- オ レクリエーション用船舶の利用者及び港湾関係者のための商店及び飲食店(風俗営業の用に供するものを除く。)
- (7) 修景厚生港区
- ア 法第2条第5項第2号から第5号まで、第8号の2から第9号まで、第9号の2(当該港区において発生する廃棄物を処理するための施設に限る。)及び第9号の3から第10号の2までに掲げる港湾施設
- イ 博物館、水族館、展示場及び展望施設
- ウ 港湾関係者のためのスポーツ・レクリエーション施設その他の福利厚生施設
- 工 港湾関係官公署
- オ 港湾利用者及び港湾関係者のための休泊所、商店及び飲食店(風俗営業の用に供するものを除く。)









第3号議案

上越都市計画道路の変更 (新潟県決定)

3・3・ 4 号 飯門田新田線

3・4・14号 西福島下吉線

上越都市計画道路の変更 (新潟県決定)

1. 都市計画道路中 3・3・4 号飯門田新田線を次のように変更する。

	名	称		位 置		区域				構 造
種別	番号	路線名	起点	終点	主 な 経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差点の構造
幹線	3.3.4	飯門田新田線	上 越 市大字 飯字前田	上 越 市門田字樋詰	上越市高土町1丁目	約 4,400m	地表式	4 車線	22m	えちごトキめき鉄道妙高 はねうまラインと立体交差 幹線街路と平面交差6ヶ所 幹線街路上新バイパスと立 体交差1ヶ所 自動車専用道路上越魚沼線 と立体交差1ヶ所

2. 都市計画道路中 3・4・14 号西福島下吉線を廃止する。

理 由

上越都市計画道路について、人口減少や自動車交通需要等の社会情勢の変化に対応するため見直しを行った結果、都市計画道路の変更を行うものである。

都市計画の案の理由書

【都市の将来像における位置付け】

都市計画道路は、多様な機能を持っており都市の住民が社会生活を営むうえで、必要不可欠な都市施設の一つである。上越都市計画区域においても、昭和18年より順次都市計画決定され、現在75路線が都市計画道路として定められている。

一方で、都市計画決定から30年以上が経過した未着手の都市計画道路が25路線存在し、 これらの計画区域内では建築物の制限がかかり、長期にわたって地権者の土地利用に制限 を与えている側面もある。

このような背景から上越市においても、新潟県都市計画道路見直しガイドラインに基づき、平成23年度から見直しの検討を開始し、路線別に順次見直す方針のもと、これまでに5路線の見直しを行ってきた。また上越市都市計画マスタープランでも、未着手の都市計画道路については、必要性や実現性などの見直しの検討を進めることとしている。

【都市計画の必要性】

都市計画道路は、住民の社会生活に必要不可欠なものであり、自動車交通の利用のみならず、市街地の誘導、防災機能等、様々な機能を持ち、将来の都市構造を踏まえ、都市の骨格となる重要な役割を担う都市施設として、これまで都市計画に定めてきた。

しかしながら、人口減少や自動車交通量が減少傾向にあることなど、都市計画決定時と 比べ社会情勢が大きく変化している中で、都市計画道路の必要性そのものや道路整備に対 する住民の意識も変化してきている。

そのため、社会情勢や実現可能性を踏まえ、都市計画道路の必要性を改めて見直すべき状況にあることから、必要性が低下した都市計画道路の変更を行うものである。

【位置、区域、規模の妥当性】

(1) 3:3:4 号 飯門田新田線

当該路線は、3·3·3 号五智中田原線と 3·1·37 号上新バイパスを東西に連絡する延長約 4,400m、幅員 22m(4 車線)の幹線街路である。

また、今後のまちづくりにおいて、上越魚沼地域振興快速道路を介して関東・魚沼方面と高田市街地を結び、拠点間ネットワークを形成する上で重要な路線である。

現在、一部区間が未整備となっているが、将来自動車交通量をふまえると 4 車線が必要であることから、現計画を継続するものである。

ただし、暫定 2 車線で供用している橋梁部については、4 車線化にあたり橋梁上部工の幅員に変更が生じたことから、当該路線の一部幅員を変更するものである。

(2) 3·4·14 号 西福島下吉線

当該路線は、3·3·2 号直江津バイパス線と 3·2·13 号黒井藤野新田線を東西に連絡する延 長約 780m、幅員 16m の幹線街路である。

北側に整備された市道頸城線により、当該路線が担うべき機能(2車線、両側歩道)が確保されており、現道の県道大瀁直江津線は、地域住民の生活道路として必要最低限の機能

(2 車線、片側歩道)を有していることから、都市計画道路としての必要性が低下し、当初計画決定されて以降、現在まで全線が未着手となっている。また、当該路線を廃止しても都市計画道路のネットワークにより交通量の処理は可能である。

事業の実現性は、当該路線内に寺院が存在し、移転について地権者や地域住民の同意を得ることが困難な状況である。

以上のことから、当該路線を廃止した場合、周辺の交通渋滞や地域住民の生活環境に支障が生じる恐れがなく、都市計画道路としての必要性及び事業実現性が低下しているため、 当該路線の全線を廃止するものである。

第3号議案

